

名張市立すずらん台小学校いじめ防止基本方針

1. いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものとする。「暴力を伴ういじめ」はもとより、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じる。また、いじめを受けた児童は、生涯にわたって継続的に精神的に傷つき、日常生活に支障をきたすこともある。また、表面上、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生する場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断する。

いじめに関しては、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」として囃し立て面白がる者の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在も、いじめを増大させる要因であるとする。

以上のことから、「いじめは絶対許されないこと」という意識を児童にはたらきかけ、学校全体で雰囲気づくりを行う。

(3) 教職員の責務

教職員は、児童・保護者・地域住民・児童相談所等との連携を図り、学校全体で組織として一貫した対応をとり、いじめの防止、早期発見に努める。児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

(4) 児童の責務

児童は、いじめをしてはいけない。

2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会を設置し、いじめ防止等の取り組みや計画の作成、実行、検証、修正を中心に行う。

また、いじめ事案の発生時には、担任と連携し、いじめの解決を図る。いじめ防止対策委員会は各学期1回（6月、10月、2月）開催する。ただし、事案発生時には、必要に応じて開催する。

(2) 組織構成委員

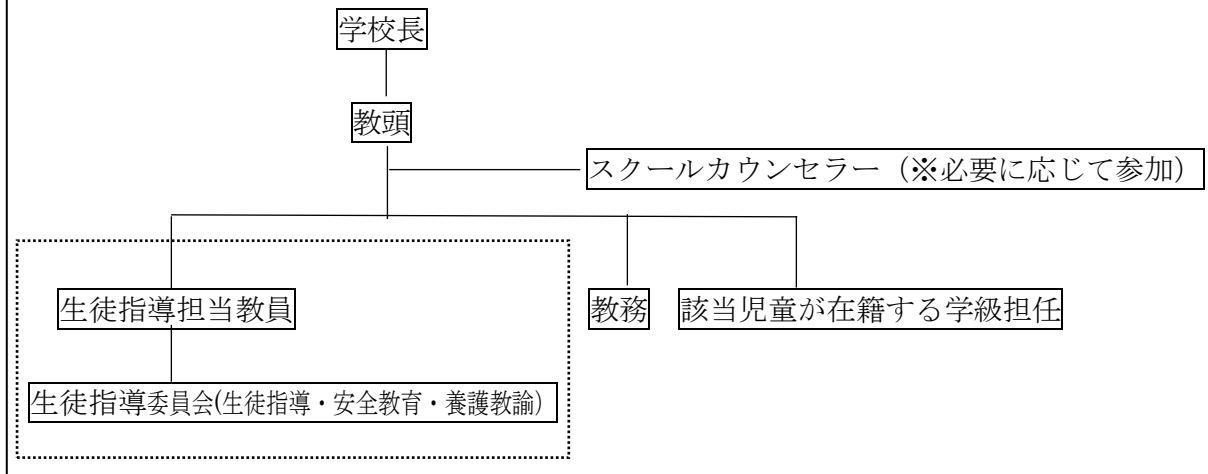
学校長、教頭、教務、生徒指導担当教員(生徒指導委員会)、該当児童が在籍する学級担任、スクールカウンセラー

※必要に応じ、スクールカウンセラーから助言を受ける。

※事象によって、生徒指導委員会担当教員が入る場合もある。

※委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

【いじめ防止対策委員会の組織図】



3. いじめの防止の対策のための具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うとともに、いじめを生まないいきいきとした学校づくりに向け、校内の指導体制を確立する。以下の点について、学級では授業を通して、学校全体では集会や始業式・終業式の全校児童が集まる機会に指導をしていく。

- ① 魅力ある学校づくり
- ② いじめを許さない雰囲気の醸成
- ③ 社会性やコミュニケーション能力の育成
- ④ 自己有用感や自己肯定感の育成
- ⑤ 道徳的实践力を培う道徳教育の充実
- ⑥ 児童が自らいじめについて学ぶ自主的な取組

(2) 早期発見

いじめを早期発見し、対応するために以下の取り組みを行う。

- ① 教員による観察
- ② 児童、保護者からの情報収集
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- ④ 日常的な生活ノート（連絡帳）や家庭訪問による保護者との連携
- ⑤ チェックリストの作成、教職員の情報共有体制整備
- ⑥ 児童保護者が相談しやすい環境整備

(3) いじめに対する措置

いじめを発見、または、相談を受けた場合、速やかに以下の取り組みを行う。

- ① いじめ防止対策委員会の設置、担任一人が抱えこまない情報共有体制・組織対応体制の確立
- ② いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全確保
- ③ 保護者との連携、教育委員会との連携
- ④ いじめ解消の要件
 - ・ いじめに係る行為が止んで相当期間継続している（少なくとも3か月を目安）
 - ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。

(4) いじめ対応に関する教職員の資質向上

最近のいじめは、学校内だけでなく、インターネットを使ったものも見られる。これらに対して教職員が知識をもち、迅速に対応できるよう研修を重ねていく。また、すべての教職員の共通理解を図るため、いじめ問題に関する校内研修を定期的にもつ。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する認識

本校において、以下の二点を重大事態とする。

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(2) 重大事案発生時の対応

上記重大事態が起きた場合は、以下のように対応し、いじめが完全に解決するまで、下記(a)～(e)の対応を継続的に繰り返す。

- (a) 学校長の指揮の下、迅速にいじめ防止対策委員会とともに対応を協議し、方針を打ち出す。
- (b) 担任による、児童・保護者(被害者・加害者・情報提供者)への聞き取り
※事象により、教頭・生徒指導担当教員が行う場合もある。
※いじめられた児童に聞き取りが可能な場合は実施するが、不可能な場合は、保護者の要望や意見を十分に聞き取ることとする。
- (c) 教育委員会への連絡・連携(学校長)
- (d) いじめを受けた児童・保護者への支援
- (e) いじめを行った児童・保護者への助言
※いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署に連絡し、連携して対応をする。

5. 保護者、地域との連携

【保護者の役割】

児童がいじめを受けている、いじめを行っていることに気づいた場合は、迅速に学校に連絡し、担任・いじめ防止対策委員会とともに、いじめの解決にむけて取り組む。

【地域の役割】

児童がいじめを受けている、いじめを行っていることに気づいた場合は、迅速に学校に連絡する。

【学校・保護者・地域が一体となった取り組み】

- ・保護者・地域の方からいじめの連絡を受けた場合は、学校は迅速に対応を行う。
- ・学校は、常に保護者・地域と連携し、いじめの解決に向けて取り組みを進めていく。
- ・事象によっては、保護者や地域に情報を開示し、情報提供などの協力を求める。
- ・必要に応じ、外部関係機関と連携する。

6. 名張市教育委員会との連携

市教育委員会とは、随時報告や相談、連携協力体制をとり、支援・指導のもと対応を進めていく。